

## 京都市特定給食施設等栄養管理指導実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）に基づく特定給食施設等における適正な栄養管理を図るため、届出、指導等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康の増進に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱における対象施設は、別表第1に掲げる施設とする。

### (届出)

第3条 特定給食施設の設置者は、法第20条第1項の規定による届出を、特定給食施設開始届出書（第1号様式）により事業の開始の日から一月以内に京都市保健所（以下「保健所」という。）に行うものとする。

2 特定給食施設の設置者は、法第20条第2項の規定による変更の届出は、特定給食施設届出事項変更届（第2号様式）、廃止、休止又は再開の届出は、特定給食施設廃止・休止・再開届（第3号様式）により、変更等の日から一月以内に保健所に行うものとする。ただし、施設の設置者が死亡又は解散により当該給食を廃止したときは、その相続人又は精算人がこれを行うものとする。

3 保健所は、第1項及び第2項に関する届出を受理後、原本を保管し、特定給食施設設置者はその写しを保管する。

### (管理栄養士必置施設の指定及び取消)

第4条 京都市保健所長（以下「保健所長」という。）は、別表第2に基づく管理栄養士を置かなければならない特定給食施設（以下「管理栄養士必置施設」という。）と認めるときは、市長名による指定通知書（第4号様式）を、当該施設の設置者に通知する。

2 保健所長は、前項に規定する管理栄養士必置施設として指定を受けた特定給食施設の管理栄養士配置の状況を確認するため、当該施設の設置者から管理栄養士配置届（第5号様式）の提出を求める。

3 保健所長は、管理栄養士必置施設として指定を受けた特定給食施設において管理栄養士が未配置の場合、当該施設の設置者から管理栄養士配置計画書（第6号様式）の提出を求め、当該施設の管理栄養士の配置が完了した場合、管理栄養士配置届（第5号様式）の提出を求める。

4 保健所長は、当該施設に対し、管理栄養士の配置に向け必要な指導及び助言を行う。

5 管理栄養士必置施設が、別表第2に定める要件に該当しなくなったと認めるときは、市長名による指定取消通知書（第7号様式）を当該施設の設置者に通知する。

### (指導及び助言)

第5条 保健所長は、法第18条第1項及び法第22条の規定により、特定給食施設等における栄養管理の実施について、必要な指導及び助言を行う。

2 指導及び助言は、法第19条の規定による栄養指導員が個別指導（立入検査等）及び集団指導（連絡会、講習会等）を必要に応じて、併せて実施する。

3 指導の項目は、法第21条各項、規則第9条及び特定給食施設における栄養管理の指導等に関する厚生労働省通知に基づくものとする。

特に、特定給食施設であって栄養士を置かない施設には、実地指導するように努めること。

4 保健所長は、第1項の規定により特定給食施設の設置者に対して、指導及び助言を行ったときは、特定給食施設栄養指導結果書（第8号様式）を作成し、当該施設の設置者に通知する。

(報告書の提出等)

第6条 保健所長は、毎年10月に実施した給食の状況を把握するため、特定給食施設、中規模給食施設、小規模給食施設、準特定給食施設の設置者から栄養管理報告書(様式は別に定める)の提出を求める。

2 保健所長は、厚生労働省が求める地域保健・健康増進事業報告書及び衛生行政報告例に定める報告表を作成し、提出する。

(その他)

第7条 京都市教育委員会及び保健福祉局が所管する特定給食施設等に対し、指導及び助言を行う場合には、それぞれの所管課と連携を密にして行うこと。

2 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(関係要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

(1)京都市特定給食施設等栄養管理実施要綱(平成15年7月4日決定)

(2)管理栄養士必置施設の指定及び栄養管理指導実施要領(平成15年7月4日決定)

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区 分	食数等規模
特定給食施設	特定の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。(法第20条第1項及び規則第5条) 「特定」とは、施設の主たる目的のために集まる者のうち、8割以上の者が給食を喫食し、喫食者がほぼ同一人物と推定される場合とする。 「継続的」とは、週3日以上食事を供給している場合であり、一定期間を定めて食事を供給する場合は、除外する。
中規模給食施設	上記以外の施設であって、継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設。
小規模給食施設	特別な栄養管理が必要な対象者に対して、継続的に1回50食未満又は1日100食未満の食事を供給する施設。 (特別な栄養管理が必要な対象者とは、傷病者・障害者・乳幼児・児童・高齢者等のことを指す。)
準特定給食施設	不特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。